

地籍調査事業について

1 地籍調査の必要性とは・・・？

地籍調査とは、国土調査法に基づき、地籍（一筆ごとの土地の所有者、地番、地目及び境界と面積）に関する調査を行い、精度の高い図面を作成し、土地における地籍の明確化を図ることを目的に実施する事業です。

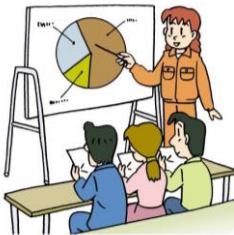
- 法務局に納められている多くの公図は、明治初期の地租改正時に作られた字限図です。
- 字限図は土地の形状、面積等の正確性がありません。また、境界点の座標もなく復元性が乏しい状況となっています。



- 地籍調査事業を実施することによって、現状の土地利用に合った復元性のある正確な地図に書き換えられます。
- 現地調査（立会）は、土地所有者・市・業者が協力して、事業を進めます。

2 地籍調査の進め方

①土地所有者への
説明会（資料送付）



②立会による
境界確認



③確認された
境界の測量



④地籍図・地籍簿の
作成



⑤成果の閲覧・確認



⑥法務局へ送付



3 地籍調査のメリット

土地の境界などの地籍がはっきりすることにより

- ①将来の境界トラブルを未然に防止できます。
- ②土地取引の円滑化、活性化が図られます。
- ③道路整備などの公共事業を迅速に行うことができます。
- ④水害や地震などによる災害復旧の迅速化が図られます。



4 地籍調査にあたり土地所有関係者をお願いしたいこと

- ① 測量などのために所有されている土地へ立入り調査をします。
- ② 境界確認などのための現地立会い（代理人様を含む）をお願いします。

5 費用負担について

土地の境界の確定を個人で行うと、多大な時間と費用がかかりますが、地籍調査に必要な経費については、市が負担しますので、土地所有者のみなさんに費用負担はかかりません。ただし、現地での立会いや、説明会会場までの交通費などは自己負担となります。

6 皆様のご協力をお願いします。

地籍調査は、長岡京市が事業主体となって行いますが、実施にあたっては、地区の皆様一人一人の協力が必要です。

皆様の積極的な御協力をよろしくお願いいたします。

不明な点や問い合わせは・・・

長岡京市 まちづくり政策室 用地係

電話：075-955-9525